

公立大学法人敦賀市立看護大学職員兼業規程

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学職員就業規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第7号。以下「就業規則」という。）第35条2項の規定に基づき、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年敦賀市条例第6号）第2条の規定に基づき法人に派遣された者を除く。）の兼業に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「兼業」とは、謝礼、実費弁償等（以下「謝礼等」という。）の有無に関わらず、職員が事業を営み、法人の職以外の職を兼ね、又は法人の職務以外の事業若しくは事務に従事することをいう。

(兼業の種類)

第3条 理事長の許可を受けて従事することができる兼業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 営利企業の役員等の兼業

- ア 教員の研究成果を活用して事業を行う営利企業の役員、顧問又は評議員の職を兼ねる場合
- イ 株式会社の監査役を兼ねる場合
- ウ 営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねる場合

(2) 自営の兼業

家業継承等の特殊事情により自己の名義で事業を営む場合（名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。）

(3) 教育研究活動に関する兼業

- ア 他の大学等の非常勤講師の職を兼ねる場合
- イ 医師である教員が医療機関等で医療等に従事する場合

(4) 行政機関の兼業

- ア 国又は地方公共団体に設置されている審議会等の委員の職を兼ねる場合
- イ 国又は地方公共団体に置かれる非常勤の職を兼ねる場合

(5) 営利企業以外の団体の兼業

独立行政法人、地方独立行政法人、その他公益的団体等の非常勤の役員の職

(6) 講演等

国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から依頼を受けて講義、講演その他これらに準ずる発表等を行う場合

(7) 前各号に準ずるものと認められるものであって、その他理事長が必要と認めたもの

(兼業の許可)

第4条 兼業をしようとする職員は、あらかじめ兼業従事許可申請書（別記様式）に依頼文等の申請内容に関する資料を添付し、理事長に提出して許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第5条 理事長は、前条に基づく兼業の許可の申請があった場合には、当該兼業が次のいずれにも該当する場合に限り、これを許可することができる。

- (1) 職務の遂行に支障が生じないこと。
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に支障が生じないこと。
- (3) 兼業先との間に特別な利害関係がなく、又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 兼業により職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- (5) 謝礼等の額が社会通念上妥当な額を超えないこと。

(兼業の許可期間)

第6条 兼業の許可期間は、原則として1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めがある職に就く場合は、当該任期を限度とすることができる。

2 前項の許可期間は、更新することができる。

(勤務時間の取扱い)

第7条 兼業は、原則として勤務時間外に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる兼業については、1週間につき1日に限り、勤務時間内に行うことができる。

- (1) 第3条第3号又は同条第4号に掲げる兼業
- (2) 第3条第5号又は同条第6号に掲げる兼業であって、法人の地域貢献や社会貢献に大きく寄与するもの
- (3) 第3条7号に掲げる兼業であって、理事長が特に認めるもの

3 前項の規定により兼業を行う日については、就業義務を免除する。

(裁量労働制のみなし勤務時間)

第8条 公立大学法人敦賀市立看護大学職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平

成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第15号。以下「職員勤務時間規程」という。)第11条に規定する専門業務型裁量労働制が適用される教員が兼業に従事する場合で、前条第2項に該当するときは、兼業に従事する時間はみなし勤務時間に含めるものとする。

(兼業時間の制限)

第9条 兼業に従事する時間は、職員勤務時間規程に定める休日に行うものを除き、週8時間を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3号アに掲げる兼業を行う場合は、年間120時間を超えてはならない。

(許可の取消し)

第10条 理事長は、この規程に基づき許可をした後において、事業の変更その他の事由により第5条各号に規定する基準に適合しなくなったと認める場合又は当該許可に係る申請内容が事実と相違すると認める場合は、その許可を撤回し、又は取り消すことができる。

(兼業の報告)

第11条 理事長は、必要に応じて、兼業を行う職員に対し、兼業の実施状況の報告を求めることができる。

(法人の免責)

第12条 兼業による事故については、法人は一切その責任を負わない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、職員の兼業に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

兼業従事許可申請書

兼業の種類 (該当するものに○)	1 営利企業の役員の兼業 2 自営の兼業 3 教育研究活動に関する兼業 4 行政機関の兼業 5 営利企業以外の団体の兼業 6 講演等 7 その他				
兼業先団体の名称及び所在地					
兼業先団体の事業内容					
従事する職名					
兼業の内容					
従事する期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)				
従事する時間	<input type="checkbox"/> 毎 曜日 _____ : _____ ~ _____ : _____ <input type="checkbox"/> (年・月・期間内・週) _____ 回 1 回当たり _____ 時間程度 計 _____ 時間 <input type="checkbox"/> 集中講義 計 _____ 時間 <input type="checkbox"/> その他 (_____) 1 回当たり _____ 時間程度 計 _____ 時間				
報酬等の有無および金額	有 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>報酬または謝金</td> <td>円/回</td> </tr> <tr> <td>旅費等実費弁償</td> <td>円/回</td> </tr> </table> 無	報酬または謝金	円/回	旅費等実費弁償	円/回
報酬または謝金	円/回				
旅費等実費弁償	円/回				
従事することを必要とする理由					
部局長の承認	職務の遂行に支障がないことを認めます。 <div style="text-align: right;">印</div>				

上記のとおり兼業に従事したいので許可願います。

公立大学法人敦賀市立看護大学理事長 殿

平成 年 月 日

所属・職

氏 名

印

上記の申請については、 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可（理由： _____） 平成 年 月 日 公立大学法人敦賀市立看護大学理事長
--